たいこう
後見制度支援預金

「後見制度支援預金」とは

●後見制度を利用しているお客さま（被後見人さま）の財産管理を目的に、普段使用しない金銭を日常生活で必要な金銭と区別して管理する預金のことです。

●「後見制度支援預金」は、口座開設・お預入れ・お引出し等すべてのお取引に関して家庭裁判所が発行する「指示書」が必要です。
家庭裁判所の「指示書」に基づくお取引で、預金のお引出し等に関する不測のトラブルを防ぎ、お客さま（被後見人さま）の大切な資金を安全・適切にお守りします。

●また、「後見制度支援預金」から、日常的に利用されているお客さま（被後見人さま）名義の口座へ定期的に送金する「定額自動送金サービス※」をご利用いただけます（ご利用には家庭裁判所が発行する「指示書」が必要です）。
※「定額自動送金サービス」は、当行所定の手数料がかかります。

ご利用いただける方

後見人が選任されている成年被後見人または未成年被後見人で
家庭裁判所より本預金の利用にかかる「指示書」の交付を受けた方

※本預金は、被後見人さま名義の預金について、後見人さまのお手続きにより取扱います。
※被保佐人・被補助人・任意後見制度のご本人の方、非住居者の方はご利用いただけません。

後見制度支援預金のイメージ

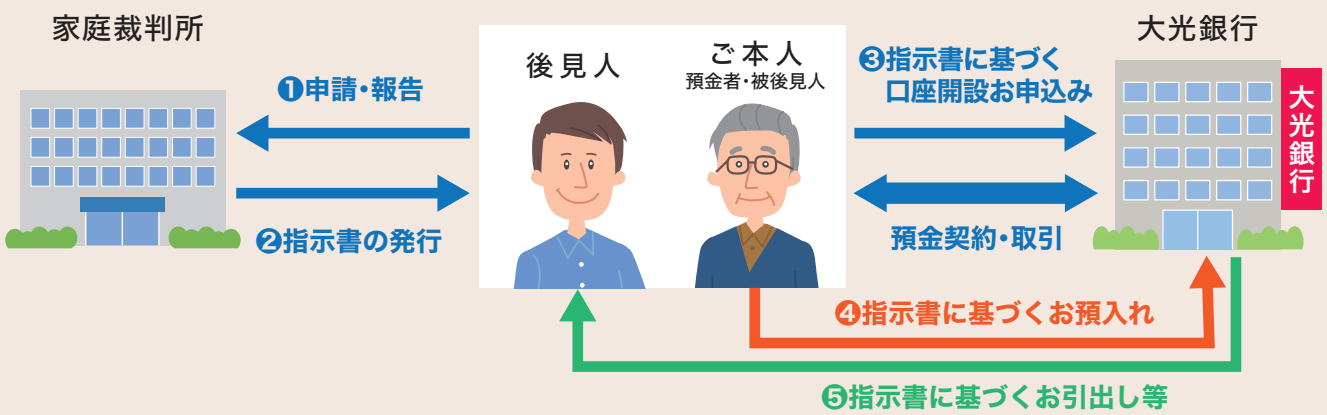

※口座開設後も、「指示書」に基づきお申込みされた「定額自動送金サービス」および手数料を引落しする場合を除き、全てのお取引きに家庭裁判所の発行する「指示書」のご提出が必要です。

くわしくは当行本支店窓口へ
お問い合わせください。

大光銀行

http://www.taikobank.jp/
大光銀行　検索

2020年3月23日現在

たいこう後見制度支援預金

商品概要

ご利用いただける方	後見人が選任されている成年後見人または未成年後見人で、家庭裁判所より本預金にかかる「指示書」の交付を受けた方 ※本預金は、被後見人さま名義の預金について、後見人さまのお手続きにより取扱います。 ※被保佐人・被補助人・任意後見制度のご本人の方、非住居者の方はご利用いただけません。
預金種類	普通預金または決済用普通預金（無利息）
口座開設	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。 ※預金者1名について1店舗のみでしか開設できません。
お預入れ・お引出し	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき取扱います。 ※お取引きの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
お利息	毎日の普通預金店頭表示利率を適用します。（決済用普通預金は無利息となります。）
手数料	口座開設手数料／5,500円（税込） ※「定額自動送金サービス」をご利用の場合は送金の都度、当行所定の送金手数料がかかります。
取扱店	全店（インターネット支店「えちご大花火支店」を除く）
ご利用いただけるサービス	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」がある場合、生活資金等の資金を定期的に普通預金口座へ移動する「定額自動送金サービス」をご利用いただけます。
ご利用いただける方	●キャッシュカードは発行いたしません。 ●インターネットバンキングはご利用いただけません。 ●ATMでのお取引き（お引出しおよび追加のお預入れ）はできません。 ●公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金等の自動受取りにはご利用いただけません。 ●マル優でのお取扱いはできません。 ●当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ●法令の改正、経済情勢の変化などにより、商品内容を変更、またはお取扱いを中止させていただく場合があります。

ご持参いただく書類等

この口座の新規開設時	□ 家庭裁判所発行の「指示書」（原本） □ お取引きのご印鑑（後見人） □ ご本人確認書類（被後見人・後見人）［運転免許証や個人番号カード等］ □ 登記事項証明書（発行3ヵ月以内・後見人の登記にかかるもの）
この口座へのお預入れ・お引出し時	□ 家庭裁判所発行の「指示書」（原本） □ お取引きのご印鑑（後見人） □ 通帳（後見制度支援預金口座） □ ご本人確認書類（後見人）［運転免許証や個人番号カード等］

後見制度支援預金を利用する場合のお手続きの流れ

後見開始

1. 後見人：家庭裁判所に後見制度支援預金を利用する旨の申出
2. 家庭裁判所：後見制度支援預金の利用の適否についての判断
3. 後見人：家庭裁判所から発行される「指示書」の受領
4. 後見人：大光銀行の窓口にて指示書を提出し、口座を開設
5. 後見人：家庭裁判所へ口座開設の報告

※くわしくは当行窓口までお問い合わせください。
店頭及び当行ホームページに商品概要説明書をご用意しております。

http://www.taikobank.jp/ 大光銀行 検索